

ストーンリバー STONE RIVER

豊中・狭山事件研究会「ストーン・リバー」NO.37 2023年10月

561-0834 豊中市庄内栄町3-16-10(石原方)
TEL・FAX 06-6332-4980
Eメール bphvx606@tcct.zaq.ne.jp
郵便振替 00960-8-100574「狭山事件研究会」
関連ブログ <http://burakusabe.exblog.jp/>

大野勝則裁判長退官（12月12日）まで2カ月。 事実調べ（鑑定人尋問）はあるのか？先送りか？

【佐佐木 寛治】

9月19日にエル・おおさかで「拡大全国狭山活動者会議&狭山住民の会全国交流会」が開催され、状況が判明した。冒頭、部落解放同盟中央本部の西島委員長は、開会あいさつで以下のように述べた（概要）。

残された時間は、12月の大野裁判長の退官まで2カ月少しに、三者協議も11月の1回というところまで来た。弁護団もインクの問題については、コンパクトになった鑑定の機械を裁判所に持ち込んで、裁判長に迫ったが、残念ながら拒否された。それをビデオに撮って裁判長以下に見せることができたが、コメントは一切ない。

この間、弁護団が新しい証拠を裁判所に提出すると、検察官は、反証・反論をするという繰り返しが続き、大野裁判長は、検察官の反論・反証がある限りは判断をしないという対応をとってきた。このままいくと、大野裁判長のもとでの再審開始決定は、時間的にも非常にきびしい状況にある。

拡大全国狭山活動者会議 狭山住民の会全国交流会

2023年9月19日 大阪・エルおおさか

P2:00~

- 開会あいさつ 西島藤彦（部落解放同盟中央本部委員長）
- 石川一雄さん、早智子さんビデオメッセージ
- 狭山弁護団報告 竹下正行・弁護士（狭山再審弁護団）
- 基調提案「当面する闘い」片岡明幸（部落解放同盟中央狭山闘争本部長）
- 各地におけるこの間の取り組み報告と意見交換
- 開会あいさつ 赤井隆史（部落解放同盟中央本部書記長）



石川一雄さん、早智子さん
(2023年9月16日 関東女性集会で)

弁護団は、三者協議以外でも裁判長に要請し、インクの問題だけでも採用してもらいたいと迫っているが、裁判長は一切コメントは出さない。弁護団の反論・反証に対して、検察官が「もう、これで終わります。反論・反証はしません」と言わない限り、裁判長は判断をしないというのがこの間の状況である。

11月の三者協議までに弁護団は、残された反論・反証を準備している。それを受けて、検察官がさらに反論・反証していくのか、それともこれで「うちはやりません」ということになるのか、ここは検察官の意向だからわからない。仮に「ない」ということであれば、何らかの判断が裁判長からあるのかどうか、これもわからない。

夏頃には目途が立つのではないかと取り組んできたが、ここで却下ということが仮に起こるならば、大変な状況になる。しっかり、裁判長を追い込んでいくという姿勢は堅持しながら、最後まで努力を重ねていきたい。

狭山第3次再審担当裁判長

1. 仙波 厚	2006.5.23～2006.9.8 (3カ月半)
2. 大野市太郎	2006.9.9～2007.5.22 (8カ月半)
3. 門野 博	2007.5.23～2010.2.5 (2年9カ月)
4. 岡田 雄一	2010.2.6～2011.5.9 (1年3カ月)
5. 小川 正持	2011.5.10～2013.3.4 (1年10カ月)
6. 河合 健司	2013.3.5～2015.6.28 (2年3カ月)
7. 植村 稔	2015.6.29～2017.12.21 (2年6カ月)
8. 後藤真理子	2017.12.22～2020.6.24 (2年6カ月)
9. 大野 勝則	2020.6.24～2023.12.12 (3年6カ月)

昨年8月に弁護団が11人の鑑定人尋問を請求し、第3次再審は最終段階に入り、裁判所がいつ「判断」するのか、三者協議の行方を注視してきた。だが、情報は限られ、どんなやりとりがされているのか、ほとんどわからず、焦燥感だけが募った。

見えるのは、弁護団が意見書等を出すと、検察官がこれに反論・反証し、弁護団がさらにという風景だった。どこかで切りをつけて、裁判所に判断を迫らないと、堂々巡りがいつまでも続くことになる。検察官は明らかに「引き延ばし」をしているのに、なぜ弁護団はこれにつき合うのかとも思った。検察官にはたっぷり時間があるが、こちら側はそうではないからだ。

そうして1年が経過したが、誰もこんなに時間がかかるとは思っていなかった。もちろん、相手があり、こちらの思うようにはいかないことはわかるが、それならそれで、弁護団はきちんと状況を説明し、見立てを明らかにすべきだろう。

今回、やっと状況が判明したが、とても重たい気分だ。西島さんの話を解釈すると、大野裁判長が「鑑定人尋問」を認めて、事実調べをする時間的余裕はないから、「先送り」になるか、最悪の場合は「棄却」という「置き土産」になるということだろう。後者は絶対許してはならないが、私たちが期待していた再審開始決定への第一関門を突破することは時間的に難しくなったということになる。

ここに至って、こういうことを聞くとは何ともやりきれない。弁護団は精力的にありとあらゆる方策を講じていることは読み取れるし、支援運動も51万筆の署名が象徴するように、大きな盛り上がりをつくってきた。しかし、裁判所を動かすには至らないという、冷厳な現実是不変のままだ。

狭山を、裁判所を動かすために決定的に欠けているのは、情報の公開と発信だろう。19日の会議で言われたことなどは、とっくに明らかにされていていいことなのに、切羽詰まった事態になって、ようやく公表されるのは「異常」と言うしかない。また、こうした情報は、そもそも弁護団が、三者協議のときに、記者会見で説明すべきだものだ。その点、「袴田事件」はいい例なのだが、なぜか狭山弁護団はそうしたことをほとんどしない。関心を持って注視している我々ですら、ほとんど情報が入らないわけだから、他の人はいわずもがなだろう。

「鑑定人尋問」を求める署名は、なんと51万筆を超えたが、これはとてつもない数字だ。だが、こうした事実もほぼ関係者の世界にとどまっている。他方で、ネット署名はいまだに5千に達していない。この落差をどう見るか？ネットは若い人だから、狭山支援者には縁遠いとも言われるが、それだけだろうか？狭山が知られていない現実の反映と受け止めるべきだと思う。ネット署名はさまざまなテーマ・課題で広く行われているが、相応の数を達成しているように見受ける。それらと比べても「狭山」は低調だ。だから、一にも二にも「狭山」を知らしめることが肝心で、そのためには、情報の公開と発信が不可欠になる。とりわけ、弁護団は前に出てきて社会にアピールしてほしい。当たり前のことをきちんとやりきらない限り、次のステップは踏めないと思う。

ところで、弁護団は、鞆に入るサイズまで小型化された蛍光 X 線分析機を持ち込んだが、大野裁判長に拒否され、それではと、録画ビデオを見せたが、ノーコメントだったそうだ。大野裁判長は、弁護団の誘いに乗れば、鑑定人尋問をせざるを得なくなることがわかっているから、無視したのだろう。ということは、“その気”はないということになる。一方、弁護団は、そこまでやっているのであれば、記者会見を開いて、その機器を使って公開実証し、アピールするくらいのことをしたらいいと思う。今からでも遅くはないから、11月の三者協議をにらんで、ぜひ仕掛けてほしい。

もう一つの問題は、大野裁判長の退官へのカウントダウンが迫る中、「10.31」をどう取り組むのかということだ。会議では、これまでと同じ内容が提案されたが、「棄却」という事態もありうるわけだから、ここは通常ではない闘いをすべきだろう。禍根を残さないためにも。まだ時間はある。東京高裁に迫ろう！

「寺尾判決から48年」(2022年10月31日記)

秋晴れの青空の朝。

48年前を想う。

無罪判決の一報を待っていた。

が、その期待は無残にも踏みにじられた。

東京高裁・寺尾正二裁判長による無期懲役判決。

司法と国家権力がその本質を露わにした。

その冷酷無慈悲さが貫かれ、今に至っている。

これを跳ね返さねば「狭山」の夜明けはない。

その時が迫っている。

あと一息、もう一步…。

まもなく49年を迎える。いかにせん。



狭山事件 第3次再審請求の経過

- 2006年 5月23日 東京高裁に第3次再審請求（東京高等裁判所第4刑事部に係属）
- 2008年 5月23日 【K】鑑定（殺害方法等）を提出。
- 2009年 5月21日 第1回三者協議。門野博裁判長が証拠開示について検察官に意見の提出を求める。
- 12月16日 第2回三者協議。門野裁判長が検察官に8項目の証拠開示を勧告。
- 2010年 5月13日 第3回三者協議。東京高検が36点の証拠開示。逮捕当日の石川さんの上申書、取調録音テープなどが47年ぶりに開示される。
- 2013年 7月26日 被害者が使用していたインク瓶が証拠開示
- 2014年 5月7日 取調べ録音テープを分析した心理学鑑定を提出
- 2015年 1月23日 検察官が東京高検にある証拠物の一覧表（領置票）を開示。これによってポリグラフチャートや事件当時の航空写真などの存在が明らかになり、その後開示される。
- 2016年 10月21日 万年筆に関する検察官が作成した調書等が開示。発見万年筆で事件当時書かれた「数字」記載の紙が添付されていた。
- 12月28日 【A】鑑定書（取調べ録音を分析した筆跡・識字能力鑑定）等を提出。
- 2018年 1月15日 【B】鑑定書（コンピュータを用いた計測による筆跡鑑定）等を提出。
- 7月10日 【F】鑑定書（スコープ付着物に関する元科捜研技官の鑑定）を提出。
- 8月30日 【I】第2鑑定書（蛍光エックス線分析によるインク鑑定）を提出。
- 12月26日 【C】実験鑑定書（脅迫状の指紋検出実験鑑定）等を提出。
- 2019年 4月1日 【G】【H】鑑定書（心理学実験にもとづき万年筆発見経過の不合理性を指摘）を提出。
- 12月10日 【E】第1意見書（血液型について）、元埼玉県科捜研技官意見書（万年筆インクについて）を提出。
- 2020年 12月8日 【D】他鑑定書（3次元スキャナを用いた足跡新鑑定）を提出。
- 2021年 10月4日 米国における筆跡鑑定についての刑訴法学者の意見書等を提出
- 2022年 4月8日 刑事訴訟法435条2号にもとづく再審理由（警察官の偽証）の追加申立書を提出
- 7月29日 検察官が弁護団提出の新証拠全般について総括的な意見書を提出
- 2022年 8月29日 【F】補充意見書、【J】鑑定（テキストマイニングによる取調べ録音テープ反訳の分析）、【K】意見書（検察官意見書への反論）等の新証拠とともに事実取調請求書を提出。
- 11月24日 第52回三者協議。検察官が、弁護団の事実取調請求書に対する意見書を2023年2月末までに提出すると述べる。
- 12月9日 検察官が【J】鑑定に対する反論の意見書を提出
- 12月23日 弁護団が血液型について、検察官意見書の誤りを明らかにする新証拠（法医学者と元科捜研技官による意見書）と補充書を提出
- 2023年 2月28日 検察官が、筆跡、指紋、足跡、スコープ、目撃証言、音声証言、万年筆インク、万年筆発見経過、自白にかかわる9人の鑑定人について証人尋問の必要はないとする意見書を提出。インク資料の鑑定の実施も必要ないと主張。
- 3月15日 検察官が、血液型について、新証拠に対する反論と鑑定人尋問の必要性はないとする意見書を提出
- 5月25日 検察官が、殺害方法、死体処理について、新証拠（法医学者の鑑定）に対する反論と鑑定人尋問の必要はないとする意見書を提出
- 6月8日 第55回三者協議。弁護団から検察官意見書に対する反論の意見書を提出することを伝える
- 8月10日 第56回三者協議。

弁護団が求める事実調べ 11人の専門家の証人尋問とインク資料の鑑定

筆跡・脅迫状	A鑑定人	識字教育研究	取調べ録音テープ、石川さん作成文書と脅迫状を識字能力の観点から比較・分析した鑑定
	当時の石川さんは非識字者。脅迫状は書けなかった		
	B鑑定人	画像解析	コンピュータを用いて字形のズレ量を計測し統計的に分析した筆者異同識別鑑定
	脅迫状の筆者は石川さんではない		
	C鑑定人	元警察鑑識課員	指紋検出実験にもとづく鑑定
脅迫状・封筒に石川さんの指紋がないことは触れていないことを示している			
足跡	D鑑定人	画像処理・形状分析	3次元スキャナを用いた足跡鑑定
	現場足跡は石川さん宅の地下足袋で印象されたとはいえない		
血液型	E鑑定人	法医学者	警察医の血液型鑑定の問題点を指摘
	犯人の血液型はB型と断定できない		
スコップ	F鑑定人	元科捜研技官	スコップに関する警察の鑑定の問題点を指摘
	スコップは「養豚場のものとはいえず、死体を埋めるのに使われたともいえない		
目撃証言	G鑑定人	心理学者	心理学研究にもとづき目撃証言について鑑定
	uの目撃証言は信用できない		
音声証言	H鑑定人	心理学者	心理学研究にもとづき犯人の声の証言について鑑定
	声が似ているという証言は信用できない		
万年筆	G鑑定人・H鑑定人	心理学者	万年筆を探す心理学実験にもとづく鑑定
	1、2回目の捜索時に鴨居に万年筆はなかった。発見経過は不合理である。		
	I鑑定人	非破壊分析	蛍光X線分析でインク含有元素の違いを鑑定
	証拠の万年筆は被害者のものとはいえない		
インク資料の鑑定請求		発見万年筆で書かれた数字、被害者が事件当日書いたペン習字浄書等のインク資料の第3者による蛍光X線分析鑑定の実施を請求	
自白	J鑑定人	言語情報科学	取調べ録音テープ反訳をコンピュータを用いたテキストマイニングで分析
	殺害方法の自白は真実ではない。自白の変遷は取調官の誘導を示す。		
	K鑑定人	法医学者	殺害方法、死体処理について鑑定
殺害方法、死体処理の自白は死体の客観的状況とくいちがっている			

第56回三者協議について（報告）

2023年8月11日
部落解放同盟中央本部

2023年8月10日、第56回三者協議がひらかれました。東京高裁第4刑事部の大野勝則裁判長と担当裁判官、東京高等検察庁の担当検察官、弁護団からは、竹下、高橋、青木、近藤、小野、小島、山本、指宿の各弁護士が出席しました。

事前に開かれた弁護団会議には、横田、平岡弁護士もオンラインで参加しました。また、部落解放同盟中央本部の西島委員長、赤井書記長、片岡副委員長がオンラインで参加し、あいさつをおこないました。西島委員長は、今後さらに事実調べを求める世論を大きくしていきたいと述べました。

協議では、弁護団から、検察官が提出した意見書に対する反論と事実調べの必要性を明らかにした意見書を順次提出していくことを伝えました。また、スコープ関連の証拠開示について資料の存否について検察官が明らかにするよう裁判所の職権発動を求めました。

次回の三者協議は11月上旬におこなわれる予定です。

検察官は、弁護団が求めた11人の専門家の鑑定人尋問とインク鑑定の実施について、すべて必要ないとする意見書を、ことし2月～5月に提出してきました。これに対して、**弁護団は、スコープについての意見書、鑑定請求補充書につづいて、自白、血液型、識字能力、殺害方法等について、反論の意見書を提出していくことにしています。**検察官は、これらがすべて提出された段階で再反論を検討するとしています。東京高裁は、それらを受けて事実調べ（鑑定人尋問とインク鑑定の実施）について判断することになります。

証拠開示が進み、専門家による科学的な新証拠が提出されているこの第3次再審請求で何としても事実調べを実現しなければなりません。それが再審開始への突破口です。

まだ事実調べは決まっていません。インク資料の鑑定の実施と鑑定人尋問を求める世論を広げ、署名運動をさらにすすめ、東京高裁に届けましょう！

また、狭山事件においても、検察官は弁護団が求める証拠開示について、開示の必要がない、求める証拠があるかないかも明らかにする必要がないなど、不誠実な対応に終始しています。検察官は、袴田事件の再審公判で有罪の立証をするとして、世論の非難をあびています。日本弁護士連合会は、再審請求における検察官の証拠開示の義務化、再審開始決定に対する検察官の抗告の禁止、裁判所による事実調べなどの規定をもちこんだ刑事訴訟法等の改正案をことし公表しています。狭山事件において石川さんの再審無罪を実現するうえでも、再審法改正は緊急の課題です。再審法改正を国会に求める署名もあわせてとりくもう。

全国各地でも冤罪・狭山事件60年をアピールし、集会や街頭宣伝、パネル展などをおこない、事実調べを求める署名をさらに広げましょう。

以 上

狭山第3次再審闘争は、東京高裁第4刑事部、大野裁判長の12月定年退官、11月の57回目の三者協議・・・という状況にあります。

厳しいのは、60年にわたる、政治権力、高級官僚権力、司法権力、「メンツ」が携わっており、石川一雄さんの「再審無罪」獲得は???

【石原 敏】

事件のはじまり。身代金（20万円）を取りにきた「犯人」と、茶畑の低いところに被害者の姉とつきそいの人。姉「来ていますよ・・・」、犯人「警察もいるだろ・・・」と、ことばをかわした。にもかかわらず、張り込んでいた40人もの警官が取り逃がす、という大失態ではじまります。

その翌日、被害者と面識のあった男性が、「自殺」－「変死」をします。男性は、翌日に結婚式をひかえ、家も新築していました。

その翌日、国家公安委員長が、「こんな犯人は、生きてとりおさえなければならない・・・」と、発言します。

ここから、「権力犯罪」がはじまります。

埼玉県警、狭山署は、「自殺」の男性の捜査は、さておき、ムラに捜査を集中します。何人もの男性に捜査の目をむけ、石川一雄さんに「目」をつけます。

「別件逮捕」で、身柄を拘束し、アメとムチの取り調べを連日おこない、野球仲間の巡査をもひっぱりこみ、「自白」をせまります。が、23日間、「私はやってない」と黙否をつづけます。が、「いろいろやってるから、10年は、入ることになるぞ。『やった』と言えば、10年で出してやる」「おまえじゃなかったら、兄貴を逮捕する」・・・と攻め、「自白」をひきだします。

この「自白」が、彼らの「金科玉条」となり、60年間生きています。

狭山事件

狭山事件とは、1963年（昭和38）5月1日、埼玉県狭山市で女子高校生が学校帰りに行方不明となり、殺された事件です。

警察は40人もの警官を張り込ませながら、身代金を取りに現れた犯人を取り逃がすという大失態を演じました。

1か月前に東京でおきた吉展ちゃん事件でも犯人を取り逃がしており、捜査当局は厳しい非難にさらされました。

捜査が行き詰まる中、警察は、近くの被差別部落に見込み捜査をおこない、石川一雄さん（当時24歳）を別件逮捕し、1か月にわたって取り調べ、ウソの自白をさせて、犯人に仕立てあげました。



山下菊二「戦争と狭山差別裁判」より



「解放新聞」第261号
(1963年6月25日)

主な経過

1964年3月11日	第1審浦和地裁、死刑判決
1974年10月31日	第2審東京高裁、無期懲役判決
1977年8月9日	最高裁、上告棄却（無期懲役が確定）
1977年8月30日	第1次再審請求
1986年8月21日	第2次再審請求
1994年12月21日	仮出獄
2006年5月23日	第3次再審請求



「弁護士より、警官を信じていた」彼は、浦和地裁の第一審中、「私がやりました」と、通し、「死刑判決」となります。が、彼は「にこにこ」していたそうです。

やってないなら、「やってない！」と言わないと、えらいことになる！と刑務所仲間から言われ、半年後、東京地裁（第二審）、1964年9月10日、第1回公判冒頭、「…弁護士にも言ってないですが、私は、彼女を殺してはいません。私はやってません！」と、叫んだのです。

ここから10年、70回をこえる第2審公判がはじまります。

大問題は、この二審です。公判の多さからは、「被告」有利が通例ですが、権力の意を受けた裁判です。

石川さんの家の検証もやっています。もちろん、あの「カモイ」も裁判長以下実際に見ているのです。

1970年から、いわゆる「関西弁護士」といわれる弁護士が多数弁護団に参加し、無実の各論を述べていくのです。

終盤、「寺尾正二」が担当裁判長になった時、長老？の弁護士たちは、安堵します。「あの寺尾さんなら…」と。

寺尾裁判長も、そのように演じ、「島崎藤村」の『破戒』を読み、部落問題に出会った。そして、判決前には、「部落問題という、深い森の中で考えてみたい」と言い、判決をむかえるのです。

1974年9月26日、最終公判。寺尾裁判長は、石川さんにむかって、「あと1か月の辛抱だから…」と声をかけます。

——ということは…本人、弁護人、支援者…胸をなでおろします。

ところが！1974年10月31日。

無期懲役に処す！！！！

山上弁護人「これはペテンだ！」

石川さん「そんなことば聞きたくない！」

その「原判決」（といわれる判決文）。ページが多いだけで、中味は日本語にもならないし、文章としても通らない。これが「判決文」という「ていたらく」ぶり。それが、「寺尾判決」という「原判決」なんです。

ああいえば、こう言う…。そして、すべて、「自白」に頼り、何かと言えない『自白』は信用にたる」に、つきるのです。

最高裁上告棄却、第1次、第2次再審棄却、この「寺尾判決」がまかり通る、司法界は腐ってます。

第3次再審、事件から約30年たって、裁判長勧告で！東京高検は、隠し持っていた証拠を少しずつ出しはじめ、本当に「無実」を証明する証拠が出てきました。

取り調べの様子は、ひどいものです。この取り調べだけでも彼の「無実」はあきらめられます。

にもかかわらず、東京高検は開示をしぶりまくって、三者協議の延長ばかりしています。

明らかです。石川一雄さんの「旅立ち」を待っているのです。

30年近くで56回の三者協議ってなんなんでしょう。再審開始をして、公判で相方論議し、証人調べをするべきです。

全く時間とカネ（税金）の浪費にすぎません。

エピソード

数えきれない程あります。70年代、80年代、豊中の狭山運動は、多種多様でした。

その中でも、

1974年9月26日、寺尾が石川さんに「あと1か月の辛抱だから…」と、言った日、豊中では「狭山政治ストライキ」が、全国に先がけておこなわれ、代表が、東京の大集会であいさつをしています。

そして、「仮出獄」の提起をします。「改悛の情」なくば「仮出獄はない」と言われ、石川さんも、そう思っていたようです。

ところが、松本弁護士（故人）が、ふっともらしたのを聞きのがしませんでした。

「期間が長ければ、要求できるよ…」

さあ、ピラを出す、政治家の世話で？千葉刑事所長に会いに行く。担当の、関東更生保護委員会に要望書を出す…。

ところが、本部の西岡智さんから電話で「石川はカンカン（に怒っとるで）やぞ！豊中には会わない！」「大阪府連とも会わない！」と。

東拘での面会時、会うや否や、「狭山でストライキをやってくださったんですね」と、感謝してくださった石川さんが大激怒！！

しかし、時間が経つに連れ、「期間」の問題で「改悛の情」はなくていい、と広がりはじめると、千葉刑包囲闘争がはじまります。

32年ぶりに出てきた石川さんが、「今、うらしま…」と言って喜んでくださって、「よかった…」と思いました。

もうひとつ、石川さんが、はじめて、豊中解放会館に登場した日、会館ホールはあふれかえりました。

終わって、彼は、「少し用があるので、一足先にホテルに戻ります」と――。

次の日の朝、精算時、電話代が8,000円を超えていて…？と思いましたが、1年後に結婚することになる、早智子さんへの、彼からの愛の電話だったので。

一日も早く勝利して、二人、手をつないで、徳島の砂浜を歩いている姿を見たい！！

狭山事件は冤罪

狭山事件は、部落差別を抜きに語ることはできません。部落の人にとっては、**石川さんのことはまさに自分事**です。だから、冤罪を晴らすために子どもおとなも声をあげるのです。豊中では、1969年(昭和44)に「真相学習会」が開かれ、以後、市民共闘の仲間と共に、冤罪を晴らす取り組みが行われ、現在も5月と10月に「**狭山アピール・デモ**」が続けられています。



左：同盟休校（1976年1月28日） 右：石川さん、初めて来豊（1996年11月）

吾が無実叫び続けて六十年 動かせ司法万座の声で



「徳島新聞」(2月9日)



「狭山シンポ」から

【佐佐木 寛治】

9月18日、サクラファミリア・聖堂で行われた「狭山シンポジウム」（主催：カトリック大阪教会管区部落差別人権センター）に参加。先ず、安田聡さん（狭山事件再審弁護団事務局）が、狭山事件のガイダンスを含めた話。エピソードを交えて丁寧に説明された。

次いで、黒川みどりさん（静岡大学教授）。在職中に二度豊中にお招きしたが、有難いことに退職してからも縁は続いている。しかし、「狭山」について話をしたことはなく、その意味で、近著「被差別部落に生まれて」は興味深く読んだ。広く読まれているようで嬉しい。狭山事件の話をするのは、この日が初めてとのことで、その話が聞けるというので、楽しみにして来た。



一雄さんの詳細な聞き取りがリアルに再現され、部落差別のただ中で生きることの酷薄さが伝わってくるし、正直で勤勉で素直を絵に描いたような一雄さんをそこに見る。そんな一雄さんを手練手管に長けた連中が手玉にとり、罠に落とすのは朝飯前だったろう。しかし、それだけでは「犯人」にはできない。マスコミや住民、世論を巻き込む必要がある。黒川さんの話は、そこを読み解くキーではないかと思った。歴史研究者ならではの視点だ。

私の関心を惹いたのは、後半の「日露戦後の部落改善政策」や「『米騒動と『暴民』像の形成』というところだ。支配層が被差別部落に対して、「暴民」というイメージを貼りつけ、民衆分断をしていく歴史的経過が語られた。そうした「負のイメージ」は、その後も解消・克服されることなく、日本社会に澱のように沈潜し、人々の意識の深層に刻印された。

狭山事件は、警察の差別捜査やマスコミの差別報道、住民の加担など、部落差別を抜きには語れないことは言うまでもない。それらは「予断と偏見」というワードでひとくくりにされ、それで済まされることが多い。しかし、一体、そうした差別意識はどこから立ち上り、なぜ人々は容易に囚われ、がんじがらめになるのかということだ。黒川さんの話を聞くと、マスコミや住民など、総ぐるみで「部落＝犯罪の温床」とみなしたのは偶然でも、特別・例外でもなく、一旦事が起これば、歴史的・社会的に埋め込まれた「暴民」意識が起動し、あっという間に社会を覆うということだ。

狭山事件をそのような系譜でとらえることに新鮮さを感じるとともに、部落差別の根の深さを改めて思った。

最後の方で、映画「福田村事件」が注目されている一方で、部落問題がそうした状況にならず、狭山事件が知られてなく、通りすぎられてしまう現実を指摘された。

部落問題や狭山につきまとう「忌避感」や「壁」を克服していかないと、道は開けないなあと思った。

そして、黒川さんは中上健次の以下の言葉を紹介した。

「私の想像する被差別部落民虐殺と朝鮮人虐殺は、説明の手続きを無視して言えば、不可視と可視の違いである」「私がありありと視るのはこの不可視の虐殺・戦争である」（「紀州一紀の国根の国物語」）

11 いま問われていること

狭山事件を「知らない」 冤罪とは確信できない
...映画のなかで訴えに目もくれず通り過ぎる

「知らない」こととない交ぜになった運動への忌避感、部落差別の壁、権力への追認=「中立」という誤り

今、注目を集める「福田村事件」・関東大震災朝鮮人虐殺（1923年）
→集団（同調）による弱者への暴力（抑圧の委譲）、それを煽る権力

「私の想像する被差別部落民虐殺と朝鮮人虐殺は、説明の手続きを無視して言えば、不可視と可視の違いである」「私がありありと視るのはこの不可視の虐殺、戦争である」（中上健次「御坊」『紀州一紀の国根の国物語』1978年）

今も危険と隣り合わせ...権力の監視の必要

差別のなかでいながら差別の自覚のないことが最大の差別（竹内好「基本的人権と近代思想」『文化と部落問題』1960年2月）

短絡的に言うと、「狭山事件は不可視の虐殺」いうことだろう。不可視ゆえに、注目されず、看過され、その前を通り過ぎられてしまう。そして、その深奥には「暴民イメージ」が沈殿している。

さらに、黒川さんは竹内好を引く。

「差別のなかでいながら差別の自覚のないことが最大の差別」（「基本的人権と近代思想」と。

無自覚のままに差別は起こるし、加担もするのだ。不断に人権感覚を鍛えることを怠ってはなるまい。

「狭山」の前にたちはだかるものを改めて知らされた思いだ。

『被差別部落に生まれて』を読んで

【佐佐木 節子】

1. はじめに

本書は、石川一雄さんを丸ごと解剖してみせた本。「一雄さんの幼少期から、今日までの生きざま」を丸ごと、ギュッと詰め込んだ本であり、各種文献・新聞等を、裏付けの資料として活用しながら、一雄さんとお連れ合いの早智子さんが質問に答える形で語ったことを、お二人の“息遣い”や“ぬくもり”までもが伝わるように

文章にしておられる。そういう点で、狭山事件に関する他の書籍や記録とは、いささか性質を異にするものと思われる。

お二人の肉声で語られるのは、「幼少期から青年期の生活のようす」、「狭山事件が起こり、自白が作り出されていく過程」、「獄中での、文字の獲得に始まる闘い」、「仮出獄後の闘いと、早智子さんとの出会いと結婚・現在に至る生活」と、多岐にわたっている。『被差別部落に生まれて』というタイトルも、まさにそこに起因するのであろう。本稿では特に心に響いた箇所を取り上げて、そこに私のつたない感想を織り交ぜながら、「部落差別のむごさと闘い」「冤罪の恐ろしさと闘い」について、私なりに見つめ、書き綴っていきたい。

2. 母ちゃん、虫がついてるよ！

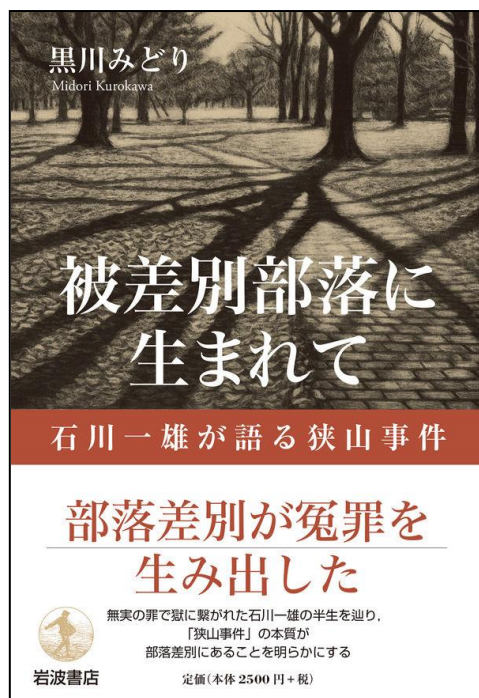
5つの章立ての章ごとに、抑制のきいた冷静かつ丁寧な筆致で、その時代ごとの一雄さんの歩みが綴られている。時には意外なエピソードが披露され、読者はタイムトラベルで、その時々々の場面に立ち会っているかのような感覚に陥りながら、ページを繰ることになる。

例えば、第1章の少年時代のエピソードの一つとして、トラホームで目が不自由になったお母さんが食べていた野菜に、虫が付いていることに、「母ちゃん子でおふくろが大好き」な一雄さんが気づき、「母ちゃん、虫が付いているよ！」と叫ぶシーンがある。一雄さんは「目が見えない母が、常にかわいそうでたまらなかった。母ちゃんのために、何でもやってやろうと思った」と語るのだが、その場面についての一雄さんの記憶の、なんと鮮明で具体的なことか！舌を巻くと同時に、思わずまぶたが熱くなる。

また、一雄さんは狭山事件で逮捕されるまで、自分の住んでいるところが被差別部落であることは知らなかったというが、それでも今、振り返ってみれば「ああ、あれは、差別されていたのだ」と思い当たることがあると、次々に、具体的なエピソードを披露していく。——放ったらかしの小学校の教員のこと。通学途中のいじめ。理髪店で「耳の穴が汚い」「首のまわりが垢だらけだ」「汚いのはしょうがないよ。カズボウ（一雄さんのこと）はうえしんでんのカワダンボウだからな」などという差別的な対応をされても、当時の一雄さんは意味がわからず、ただ笑っているしかなかったという、くやしく悲しく、怒りで身の内が震えるような体験…。いずれも、まるでその場面が見えるかのように綴られている。

小学校2年生からは、薪拾いのためほとんど学校へ行けなくなっていた一雄さんは、小学5年生（10歳）から、親元を離れて年季奉公に出ることになる。子守奉公→靴屋奉公→製茶工場での奉公→漬物屋奉公と、奉公生活は続くが、一雄さんはそのことが、「私が社会勉強できなかった最大の原因」と後述する。

その後、日当をもらう仕事に就くが、「シチズンの時計を組み立てる工場」でも「米軍基地内の、飛行機部品の工場」でも、東鳩製菓に於いても、“文字の読み書きができないこと”が壁となって、一雄さんの前に立ちはだかった。



それでも、甘酸っぱい青春の思い出が、そのような日々に彩りを添える。野球チームのこと、「東鳩」で知り合った菊江さんとの幸せな日々と、死別の哀しみ……。このことについては、早智子さんが後日談として、菊江さんのご家族の誠実な対応や、菊江さんの姪にあたる方との交流について語るシーンが、何ともほのぼのとしていて、ステキだ。早智子さんの、あの独特の、優しく温かみのある声が聞こえてくるような書きぶりである。著者の綿密かつ丁寧な取材ぶりが、ここでもキラリと光っている。

3. 「あんちゃんが逮捕されるんだったら…」

第2章では、いよいよ「狭山事件」に焦点が絞られる。当時は、翌年にオリンピックを控え、“先進国日本”を世界に印象づける必要があったといわれている。しかしながら、3月には「吉展ちゃん誘拐事件」で「犯人取り逃がし」があり、2ヶ月後に起こった狭山事件では、これ以上の失態は許されないということで、警察は、威信の回復をはかる必要に迫られていた。

黒川さんは「この事件は、冤罪と部落差別という二面の闘いを生み出すことになった」と述べておられるとおり、警察は当初から“被差別部落に的を絞った捜査”を行い、一雄さんが部落の人間であることから、まずは別件逮捕。そして、彼の純粋性と、小学校にもほとんど通えず、文字の読み書きがほぼできなかったゆえの無知につけ込み、虚言と欺瞞を駆使して、ありとあらゆる方法で彼を追い詰めていった。

「お前が自白しなければ、お兄さんを逮捕しなくちゃならない」と言われ、「あんちゃんが逮捕されるんだったら、家族が路頭に迷うことになるので、自分が犯人になっちゃおう」と思ってしまった一雄さん！別件があっても、「認めれば10年で獄から出してやる」という、長谷部警視との「男同士の約束」を信じてしまった一雄さん！顔見知りであった関巡査の投入により、“情”で心を懐柔されてしまった一雄さんから、警察はついに、“あり得ないはずの自白”を引き出す。かくして「冤罪・狭山事件」がつくられたのである。

本書では「仕組まれた自白」に続き、現在、インク鑑定の実施を求めて「事実取調請求書」を裁判所に提出している、「万年筆」発見の矛盾に満ちた経緯についても、具体的かつ詳細に記されている。

狭山事件に於ける不可解な出来事の一つに、事件直後に始まる“4人もの自死”が挙げられよう。中でも、被害者の遺体が発見された翌々日の5月6日、“自身の結婚式を翌日に控えた、被害者宅の作男を務めていた男性が自死”したことは、衝撃的であり注目に値する。その直後の「この事件は、“生きた犯人”を捕まえなければ」という当時の国家公安委員長の発言を受け、「石川さん逮捕」へ大きく舵を切ってゆく分岐点になったことも、忘れてはなるまい。

4. 「無実」「助けてください」

1964年、3月11日、浦和地裁で「死刑判決」を受けた一雄さんは、4月30日に東京拘置所に移る。そこで、文字を学ぶことの大切さを説き、文字を教えてくれた“看守さん”と、「運命的な出会い」をする。一雄さんは「この出会いがなければ、冤罪のまま、死刑が執行されていたかも知れない。この奇跡の出会いに、感謝

する」と述べている。

“看守さん”は問うた。「本当にやってないのか？」と。そして、「やってないなら、字を覚えて、助かる道を選べ」と言った。最初に教えられたのは「無実」の文字。次が、「助けてください」だった。「自分の思いを文章で書くんた。石川、これは『助けて』っていう字だぞ」と言われ、一生懸命書いたと一雄さんは語る。また、「便箋10冊、封筒にボールペン…」と、“看守さん”のお連れ合いからの、心のこもった数々の“差し入れ”。配慮の行き届いた支援のエピソードは、その方の人柄が伝わって来るようで、心に沁みだ。

東京拘置所時代のエピソードで、もう1つ目を引いたのは、“三鷹事件”の竹内景助さんとの出会いだ。竹内さんが、“狭山事件についての新聞の切り抜き”など、「資料をいっぱい持っていた」ことを、私は本書で初めて知った。

「一刻も早く弁護士さんに真実を話すように」と、助言をする竹内さんと話し込んでいく内に、「はっきり、自分はだまされているんだっていうようなことが、分かるようになってきた」と一雄さんは語っている。

実は、一雄さんは、部落差別をはっきりと認識したのは、この拘置所で文字を覚えてからなのだという。のちに、毎日新聞の記者からの、「狭山事件は、“被差別部落への差別事件”という認識は？」という質問に答えた記事の一部を、そのまま抜粋させていただく。

「無知だったもので、最初は気づきませんでした。拘置所で文字を覚えて、部落差別ということがわかるようになりました。(中略)本が読めるようになって、おやじが日雇いの日当を、手渡しではなく、ザルに入れて渡されたことや、小学生の頃、商店に行って、住所を言ったとたん、『二度と来るな』と言われた理由がわかりました。捜査自体が、被差別地域を狙い撃ちしたものでした。」(毎日新聞 2022年6月15日)

部落解放同盟の全国的な支援の広がりを始め、学者や文化人と呼ばれる人たちの支援等に支えられながら、恐らくこの時代以降、一雄さんの中で、「被差別の立場の自覚」と「断固、闘い抜いていく」という強い信念が培われていったのだと推察される。もちろん、その一方では「死刑執行」の恐怖におびえ、眠れぬ夜もあったのだが……。

5. 朝顔と美空ひばり

一雄さんは独房で、「死刑執行」の恐怖と闘うなかで、「短歌作り」に目覚めている。

「紫か 紅かしぼりか 朝顔の 花は明日を 知らんで咲くも」

これは、一雄さんの作った数々の歌の中でも、「すごく思い入れのある歌」なのだと、こう語る。

「死刑囚はいつ執行が来るか、来るかと、自分と闘って生きてるんだよね。執行日を知りたくないから、いや、知らずにはしゃいでいる。一日、そして一日。明日のことは知らないで生きようと、自分に言い聞かせて、精一杯はしゃいでるんだよね。朝顔の花がね、朝早くから美しく咲いていた。(中略)明日はしぼんじゃうのになあ。私ら死刑囚と同じだなあと思って。朝顔の美しいのが、切なくなって書いたんだよね。」

短歌を教えてくれたのは、同じ東京拘置所の死刑囚だった。けれども、「石川さん、

明日のことは、わからないからね」と言い残した翌日、その人は死刑執行された。

やがて…「無罪釈放」を確信していた一雄さんに、1974年10月31日に出された東京高裁・寺尾判決は、「無期懲役」！！「全身が怒りで震えた」という一雄さんと支援者たちの闘いは、続けられる。

3年後、1977年8月9日、最高裁第2小法廷は上告棄却。8月16日には異議申立も棄却され、「無期懲役」が確定し、闘いの舞台は東京高裁への再審請求となった。当時の心境を、一雄さんは、「さすがの私もまいり、……本当に裁判闘争を投げ出してしまおうと考えていたのです」と語る。しかしながら、「そういう不安定な心境にあった私を思いとどまらせた」のは、「ゼッケン・鉢巻きで同盟休校などの運動に参加する、子どもたちの存在であった」という記述も、注目に値する。

一雄さんは東京拘置所から、千葉刑務所に移ったのだが、我が身がそのような、心が折れそうな状態に置かれながらも、彼の他者へのまなざしは、限りなく優しくあたたかい。たとえば一雄さんはこんなことを語っている。

「千葉刑務所の際は、運動場以外はいつも、軍隊調の歩行を強制された。これがひどかった。20歳も80歳も一緒に「右、左、右、左」と合わせて歩行する。高齢の人は、かわいそうだった。ついて行けなかったり、足が合わないと、厳しく注意されて懲罰だよ。ラジオを聞くこと、面会、手紙の読み書きなどが禁止になる。気の毒だったなあ。厳しくされている人を見ると、悲しくなった。何とかしてやりたくても、何もできなかった」(『解放新聞埼玉』1125号2022年8月15日)

「美空ひばりの慰問」のエピソードも、興味深い。一雄さんの愛唱歌は、ひばりの「越後獅子の唄」(♪笛に浮かれて 逆立ちすれば～)だそうだ。子守奉公をしていた少年期の自らの境遇に歌詞が重なり、くり返し口ずさんだこの歌。それは、おとなになっても変わらなかった。一雄さんは言う。

「美空ひばりさんの、この歌が好きでね。独房で外を眺めながら、ハミングしていると、知らず知らずに涙がこぼれてくる。独房にたった一人で何年もいると、この歌詞が胸に響くんだよね。(中略)おれは、何回もハミングした。おれの子守唄だから」

そんな一雄さんは、千葉刑務所の月に一度の「芸能人の慰問」でひばりと出会っており、その時のことをこんな風に語っている。

「美空ひばりは、自分の弟も刑務所に入っていたから、よく知っているんですよ。100万円を差し入れるんですよ。受刑者にあんぱんを買ってやってくれて」。ひばりは、「受刑者の気持ちに寄り添ってくれた」という。

6. 知られざる横顔

ラストの章は、一雄さんの仮出獄(1994年12月21日)から始まっている。早智子さんと出会ったのは、出獄から1年足らずの95年10月。デート中のエピソードの一つとして、海で泳いだことのない一雄さんが、徳島の海で泳ぐ話が登場するのだが、これがいい。早智子さんの語りにはジーンとして、少しばかり涙が出た。それを紹介する。

「この年齢になっても、海水浴なんか、生まれて初めてで。(中略)こんなに素直に喜びを表現できて。いっぱい、いろんなことができているんだなと思って。闘いだけじゃない。これから、いろいろなことを、一緒に経験したいと思った。せっかく生まれてきた命。せっかく元気で、みんなに出してもらった命。本人が努力して、

勉強して、身体もとのとて、元気に出てきた命。運動も、冤罪を晴らす闘いも大事。でも、それだけでは、人生はしんどい。『楽しい。生きてきてよかった。みんなに支援してもらってよかった。元気が出てきてよかった。こんなに楽しいんだ』っていう思いを、一つでもできたらいい……」

また、片岡明幸さん（支援運動が始まった当初から運動に参加し、一雄さんの出獄後も、一雄さんとその家族に寄り添ってきた人）が、

「刑務所の中で字を覚えて、法律も勉強するようになって、みんなから石川さんがある種、英雄みたいになって、日本中から手紙は来る。それで、そういうふうに、自分は生きなきゃならない。その期待に応えなきゃいけないという縛りが、かかっちゃっているわけ。だから、さっきの話じゃないけれど、無理して見せる。弱いところを見せてはいけない、というのがある」

という指摘をしている点については、一雄さん自身も、

「それはあった。それに応えなくちゃと思ってね。私はまあ必要以上に、自分の元気さを、皆さんに見せなきゃいけないっていう…。メッセージなんかは、そう書いていたからね」

と語っている。人知れず苦悩し、葛藤してきた一雄さんの“人には見せたことのない横顔”を垣間見たようで、支援する側の一人として、いろいろと考えさせられた。

7. I am innocent

ところで、そんな一雄さんと早智子さんが、「一雄さんの出獄以降の日々の中で、一番印象に残っていることは？」と尋ねられると、口をそろえて「スイスに行ったことだ」と答えているのが興味深い。2008年10月15日に、ジュネーブで開かれた国連・自由権規約委員会の意見交換会に出席した際のことだ。一雄さんはその場で、

「私、石川一雄は1963年に起きた狭山事件で、被差別部落に対する予断と偏見に基づいて犯人とされ、無実でありながら、32年間の獄中生活を強いられました。事件発生から45年が過ぎた今も、無実を訴え続けています。（中略）私も69歳になりました。何としても、生きていた間に無実の罪を晴らしたいと、必死に訴え続けております。」と述べ、最後に「アイ・アム・イノセント（私は無実です）」と結んだ。これは、通訳を通じて、各国の委員に伝えられたという。

そして現在。2022年8月29日、第3次の再審請求で、狭山弁護団は、これまでに東京高裁に提出している新証拠を作成した鑑定人の内、11人の証人尋問を求めた。それと共に、鴨居から発見された万年筆のインクについて、裁判所に鑑定を求める「事実取調請求書」を提出した。争点は「万年筆のインク」だ。

最後は、2022年の10月31日の集会を前にした“一雄さんと早智子さんの心境”を紹介し、「無実を勝ち取るまで、死ぬわけにいかない」という一雄さんの決意を記して、閉じられている。

事件の発生から、何と60年！一雄さんに向けられた「見えない手錠」が外され、ベスト・パートナーであり、闘いの同志でもある早智子さんと、平凡な当たり前の生活を過ごせる日が、一日も早く来ることを心から祈りつつ、私も微力ながら「事実調べ」と「再審を勝ち取る」ことを目指して、努力・支援を続けていきたい。

追記 「狭山と私」

上記の一文は、5月に書いたもので、今回、本誌に掲載するにあたって、読み返しながら、少し校正もした。これで終わりなのだが、何か書き忘れていたような気がして落ち着かなかった。連れ合いに見てもらったところ、「あなたと狭山のことを書いたらいいんじゃない」と言われた。「えーっ！そんな？書けるようなことないよ……」と返したが、黒川さんも狭山との関わりについて触れていたなあと思い、蛇足を承知で、書いてみることにした。

就職（1983年）して、間もない頃だったと思う。労働組合の大会で、組合歌と共に、みんなで歌ったのが、「差別裁判うちくだこう」の歌だった。当時、狭山について何一つ知識のなかった私は、少々暗いメロディにとまどいつつも、「無実を叫び 荊冠旗のもと我らは進む 差別裁判うちくだこう 狭山差別の裁判を 断固我らは闘わん 石川青年とりもどそう」といった歌詞を拾い読みしながら、石川さんのこと、一雄さんが当時置かれていた状況をおぼろげながら知った。甘いと言われようが、これが私の「狭山との出会い」であった。

やがて1996年、豊中に石川一雄さんがやって来て、「ご自身の生い立ち、狭山事件、今現在の闘いの状況」について語ってくださるという学習会が開催されることになった。「これは行かんあかん！」と参加した。一目、一雄さんに会おうと、解放会館のホールにたくさんの方が押しかけ、会場はビッシリ満席。ドアの向こうから一雄さんが現れた時には、割れんばかりの歓迎の拍手！私も力いっぱい拍手したけれど、なぜだか込み上げてくるものがあるあって涙があふれた。涙を流す私に、「何で、この人泣いてンねん」というふうに、隣の席の人がチラチラ見てくるので、ちょっと恥ずかしかったことを覚えている。



一雄さんは（記憶に間違いがなければ）直立不動で、1時間以上にわたって、熱く語ってくださった。お話の最後の方で（これも記憶に間違いがなければ）「私は聖人君子で、何一つ悪いことをせずに生きてきたとは申しません。貧しくて、食べるものがなくて、他所の畑から作物を盗ったこともあります。しかしながら、誘拐とか殺人とか、そんなことは絶対にやっていません！！」と力強く宣言された時、心の中がお湯のような温かいもので満たされた私は、「この人を信じられる。狭山を支援していく」と心に誓った。

年月が流れ、紆余曲折を経て、地域の、いわゆるムラの人たちとのつながりができていく中で、「解放ジュニア」（ムラの子ども会）の集まりに、私は顔を出すようになっていた。ある日の「解放ジュニア」で、その日参加していた、まだ幼さの残る、一番年少の女の子が、一雄さんとさっちゃんの姿を模造紙に大きく、キャラクター風にとても上手に描くのを目にした。豊中では5月と10月のデモを中心に、長きにわたって狭山に拘り続けてきている。そんな環境の中で、女の子は自然に一雄さんとさっちゃんのキャラクター漫画を描いたのだと思う。

その光景を見つめながら、「この子はがんばっているよなあ…。それに比べて、私は結局、何にも狭山に関わらずにきたよなあ」と落ち込んでいた時、Sさんが、私の気持ちを見透かすように隣の部屋から出てきて、私に「狭山のこと、どこまで知ってるの?」と声をかけてくれた。「差別裁判うちくだこう」の歌以来、たいして進歩していない私の知識や、何一つ取り組めていない状況を正直に話すと、Sさんは（内心、呆れていたと思うが、）少しも驚いたりいやな顔をせず、「あくまでも僕が知っている範囲だけど…」と前置きしながらも、「狭山事件とその闘い」について、そして「ご自身のそこに拘る思い」を話してくれた。長い話だった。普段は明るい私が黙りこくっているので、Sさんがちょっと心配してくれるくらい、私は静かに聴いていた。これが、私が本当の意味で“狭山と出会い直した瞬間”だったと今振り返って、そう思う。「もう逃げない。できることは本当にささやかだけど、狭山に向き合っていこう」と素直に思えた。

その後、私は思いもかけない大きな病気をして、数年にわたって取り組みができなかった時期もあったが、そこを乗り越えてからは、5/23 と 10/31 は東京に駆けつけ、高裁への要請行動や日比谷公園の集会、兵庫県の狭山の集会に参加したりと、私なりに問題意識を持って狭山と向き合ってきた。

そう言えば、一つ、思い出したことがある。もう 10 年以上も前の話になるが、豊中で 10/30（豊中では 10/31 の前日に、市内で狭山のデモを行っている）のデモに参加していた時のこと。デモも終盤に近づき、「石川さんは無実だ〜!」「部落差別は許さないぞ〜!」とシュプレヒコールをあげながら歩いていった時、ある店舗のガラス越しに、ジーンとデモ隊を見ている人の視線を感じた。けれども、デモの行列がまさにその店舗の前を通り過ぎんとするその時、まるで忌まわしいものでも見たかのように顔をしかめて、その男性はレースのカーテンをパシッと閉めた。そんな反応に出くわしたことは、私は初めてだったので、いささか驚いた。



翌日、ある人にその話をしたところ、その人はしばらく黙って、何かを考え込むようにした後で、静かに言った。「他のデモと狭山のデモは、ちょっと違うんかも知れんね。“差別は許さん”ということを出して歩くってことは、“自分の生き方の話”。“生き方をさらけ出して、生き方を宣言していること”なんだと私は思う…」と。

その人の言葉は、今でも時々、私の胸によみがえることがある。――そう、差別の話は、まさに「生き方の話」なのだ。今年の 10/31 も東京に駆けつけたい。一雄さんとさっちゃんに会いたい。そして、いつの日か、念願の「現地調査」にも参加したい。私には元来サボリ癖があるし、昨年、脳梗塞を患った連れ合いの体調を見守りつつ、しかも、私自身、身体が弱いので、思い通りにスケジュールをこなせないことも多々あるが、狭山を切らず、狭山に拘り、狭山の問題を「自分の生き方の話」として、「事実調べ」と「再審を勝ち取ること」をめざして歩みを続けたい。

「豊中水平社創立 100 周年記念事業」のご案内

昨年(2022 年)は、全国水平社創立 100 年ということで、メディアも含めて、久しぶりに部落問題にスポットが当たりました。また、部落解放同盟が制作に関わった映画「破戒」も大きな反響を呼びました。100 年に 1 度のことですから、これくらいのは当たり前だと言えますが、大事なことは、人々の関心や興味が、それを機会に深まったり、新しい動きになっていくのかどうかです。そのためには、「お祭り騒ぎ」で終わることないように、私たちの側から問題を投げかけ続けることが必要です。

そうした中で、豊中水平社はどうだったのかということですが、資料がほとんどないので、具体的なことはわかりません。唯一と言ってもいいですが、創立に関わった水平運動家・今西弥之助さん(1900 年 3 月 11 日~1931 年 1 月 19 日)が残した日記(1926 年 1 月~1930 年 12 月)があり、そこに少しばかり当時の様子が書かれています。

日記には、主に弥之助さんの暮らしぶりや仕事のこと、出来事などが書かれています。靴直しをはじめとしていくつかの仕事はしますが、日々の生活を立てていくことが難しく、加えて身体も病弱で、親との折り合いもよくありません。読めば胸が詰まります。

そんな中で、いわば骨身を削るように水平運動に身を入れるわけですが、ムラの中ではなかなか広がりません。だからなのか、豊中水平社としての活動はあまり書かれていません。仲間を集めた「茶話会」でゲストの話の聞いたり、「水平報知」という新聞を発行(3号で廃刊)したり、府内の大会などに出かけたり、同志と会ったりといったことは確認できます。

水平社の運動と言うと、勇ましいイメージを浮かべますが、日記からはそうしたものはうかがえません。当時の運動は、どこでも弥之助さんのような人によって担われ、似たり寄ったりの状況にあったのだらうと思います。

それから 100 年。弥之助さんたちが蒔いた種は、芽を出し、花を咲かせ、実をつけ、私たちはそれを受け取ってきました。時代も状況も 100 年前と同じではありませんが、私たちは今、道半ばで倒れた弥之助さんたちから、何を受け取り、為すべき仕事は何なのか、問われているように思います。

そのような思いで、本事業を開催しますので、ご参加いただければ幸いです。

2023 年 10 月
「豊中水平社創立 100 周年記念事業」実行委員会

パネル展「豊中の部落と水平社と部落解放運動」【全62枚】

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 開催にあたって | 32.弥之助日記「内務省への届出」 |
| 2. 豊中の部落 | 33.弥之助日記「特高の監視」 |
| 3. 近世の豊中 | 34.弥之助日記「特高課から呼び出し」 |
| 4. 新免南之庄 | 35.弥之助日記「水平報知廃刊」 |
| 5. 太閤検地 | 36.弥之助日記「弾圧①」 |
| 6. 家数拾三軒 | 37.弥之助日記「弾圧②」 |
| 7. 村明細帳 | 38.弥之助日記「いなくなる同志たち」 |
| 8. 博労医者三人 | 39.弥之助日記「東奔西走」 |
| 9. 御救米請書控帳 | 40.弥之助日記「豊中水平社糾弾に立つ」 |
| 10.千里川の水あらい | 41.弥之助日記「公道会に入会」 |
| 11.「千里川の水あらい」の犠牲者 | 42.弥之助日記「病に伏しつつ…」 |
| 12.大阪府「部落台帳」 | 43.弥之助日記「最後の仕事」 |
| 13.部落台帳「仕事」 | 44.弥之助日記「力尽く」 |
| 14.部落台帳「生活状態」 | 45.豊中の戦後の部落解放運動 |
| 15.部落台帳「くらし」 | 46.山口賢治さん |
| 16.豊中の屠場 | 47.新大阪新聞差別事件 |
| 17.畜魂碑 | 48.児童館 |
| 18.信行寺 | 49.住宅期成同盟 |
| 19.鉄道開発と宅地開発 | 50.住宅闘争から支部再建へ |
| 20.克明小学校と第五中学校 | 51.豊中支部再建大会 |
| 21.全国部落調査 | 52.豊中解放会館 |
| 22.全国水平社の創立 | 53.保育教育への願い |
| 23.豊中水平社創立前夜 | 54.部落差別と向き合う |
| 24.豊中水平社創立大会 | 55.同和对策事業 |
| 25.豊中水平社同人 | 56.狭山事件 |
| 26.豊中水平社の活動 | 57.狭山事件は冤罪 |
| 27.豊能水平社創立 | 58.部落地名総鑑事件 |
| 28.弥之助日記「苦闘する人間像」 | 59.今、続発する差別事件 |
| 29.弥之助日記水平社総会と府大会 | 60.100年目の差別事件 |
| 30.弥之助日記「水平報知」① | 61.豊中の差別事件・まとめ |
| 31.弥之助日記「水平報知」② | 62.おわりに |

- 期間／11月2日（木）～9日（木）9:00～17:00
3日（金）は12:00まで、5日（日）は休み
- 会場／人権平和センター豊中（2階）

朗読劇

「貧苦と病苦と弾圧の中で倒れし者が追い求めたもの」

～水平社同人の日記より～

1922年3月3日、「全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ」との檄に応え、京都・岡崎公会堂に全国の被差別部落から数千人が集まり、感動と歓喜に包まれて、水平社が創立されて101年。

先人たちは、不屈の意思と崇高な志を秘め、血汐をたぎらせて、部落差別という魔物に立ち向かった。

差別糾弾の狼煙を見た人たちは、自らの足元で火種をつくり、荊冠旗を掲げた。豊中でも青年たちがその動きに呼応し、1年後の1923年4月、「豊中水平社」創立にこぎつけた。

しかし、まさしく荊の道そのもので、「佳き日」への強烈な渴望を抱きつつ、生活苦と病苦の中で、悪戦苦闘を余儀なくされ、志半ばで倒れていった。水平社の闘いは、そうした屍を乗り越えて展開されたが、侵略戦争の渦に呑み込まれ、命脈を絶たれた。

その歴史を引き継いだ部落解放同盟とその運動は、今、来し方に何を見、行く先に何を見るのか？100年かけて私たちはどこまで来たのか？どこに立っているのか？「この道」の先はどこに通じているのか？100年という大きな節目にこそ、見極めたい。

100年前、先人たちがしるした足跡を確かめる術は、ほとんどない。わずかに残された資料と記憶がおぼろげな残像を落としているだけだが、日々のくらしを紡ぎながら、水平運動に邁進していたことは間違いない。

それは、豊中水平社創立に関わり、その運動と組織を担った一人、今西弥之助（写真右）が残した日記に一端が記されている。



この朗読劇は、その日記を元に構成したものである。

記念集会「豊中水平社創立 100 周年記念のつどい」

①日時:11月3日(金・祝)10:00～12:00

②会場:人権平和センター豊中(4階ホール)

③内容:第1部 記念講演(45分)

「豊中水平社 100年と豊中の先人たち」(溝口正美)

第2部 朗読劇(45分)

「貧苦と病苦と弾圧の中で倒れし者が追い求めたもの」

～水平社同人の日記より～

※参加費 500円(資料代)

「豊中水平社創立 100 周年」に寄せて

たまたま…の縁が、はじまりで、もうすぐ？人生を閉じようとしています。不思議なものです。

【石原 敏】

豊中の大学生サークルに入り、児童館で勉強をみるようになりました。

改良住宅、1 棟、2 棟の建設中で、轟公園グラウンドには、バラックが並び、ムラ（部落）差別の現状（実情）を毎日感じていました。

その時、中学 3 年生の一人が、夏休みになって、「オレ、桜塚の定時制に行きたい…」と言ったのです。九九、かけ算、わり算もできなかった彼は、「てっきり、就職…」とっていたので、驚きました。

それからは二人とも必死です。頑張りましたねえ～。とにもかくにも、入学でき、働きながら卒業し、いろんな職につき、自らのやりたいことを、パートナーと見つけ、豊岡で、好きなサッカーから『アミーゴ』という民宿にたどりつき、やりつづけています。

夏休みの、「児童プール」のにぎわいは、たいへんでした。「入場制限」はなかったの、周辺の子どもたちも来て、いわゆる中学生は、ダメだったのに、彼らが「仕切り屋」で整理をしてくれてました。彼らとのつきあい？から、いろんなことを教えてもらいました。「おまえに何がわかんねや！」と叫ばれたこともあります。

その中の一人、岡町商店街で、洋服店をやっているのがわかり、店がボク好みのアジアニストだったので通っていましたが、残念ながら、ことし、若いのに旅立ちました。

豊中支部再建大会がおこなわれた、別棟 2 階の和室はあふれ、熱気につつまれていました。どういうわけか、「書記」に私が座っていました。

私にとって、「豊中水平社 100 年」の歴史は、この別棟 1 階の小さな部屋と、解放会館建設中の、プレハブの、支部事務所にあります。岡本昌子さん、高田敏子さんとともに。

夜 7 時 30 分からの集まりや、「石原よ～」とか「ピンちゃん～」、顔を出す人達でにぎやかでした。会議でない「話しあい」は毎日でした。マジに議論し、いろんな人たちの考え方を覚えていった時期です。

溝口竹雄さんという、靴直し職人の方がいました。寺本知さんを「御大」（おんたい）と、親しげに呼び、毎日のように事務所をのぞいてしゃべっていきました。

ある時、近くに住むハーフの子に、ムラの子が「あいの子」と呼んだ時、烈火のごとく怒り、「そんなこと言うたらアカンやろ！！」と怒りました。

思いました。運動は、こういう人達に支えられて



荊冠旗を守り、闘いつづけた溝口竹雄さん（1911年～1976年）、写真は1962年大阪府連大会で。

いるんだと——。亡くなった時、4 階ホールで、偲ぶ会がやられたのも、信頼があったからでしょう。

当時、対市交渉が、福社会館 3 階ホールでありました。会場は支部員でいっぱいでした。この時、一人のおっちゃんが、発言を求め、差別体験を話しました。ところが途中で、止まり、次に涙声になり、話しきりました。差別実体の厳しさ、現実を知りました。

支部員は、個性あふれる方ばかりで、いろんなエピソードを持っていました。

1973 年 5 月、「豊中市立豊中解放会館」がオープンし、「解放会館」の銘板を見た時、「行政の建物として『解放会館』ってええんかな？」と違和感がもたげました。

もちろん、そう要求していた一人ではあるのですが……。

すでに、この時、私の立場は、微妙でした（笑）。会館建設時の女性労働者の「生休」をめぐる、館長とのやりとりがあり、ピラマキをしたり、話し合いをしたりしていたからです。オープンしたものの、私の立場に困ったのでしょう。結局、会館事務所の「設備係」ということになりました。

特に 4 階ホール（250 規模）の使用時は、照明、音響などでつきあっているの、いろいろな使用者の、やるものから、いろいろな知識を得ました。

このことが、自分自身が、ホールを借りてのイベントで大いに役立ち、いろいろなイベントをやり、楽しませてもらいました。

1987 年 5 月、退職後も、ホールを借り、ライブを中心にほんとに多くのことをやらしてもらいました。

やはり、私にとっての部落解放運動は、前出のせまい部屋、プレハブの事務所だったと思います。会館になってから、何か冷たくなったような気がしています。『人間の血は涸れず』の編集人に、私の名がないのが、当時の私の立場を如実に語っていると思います。

元気な解放運動は、いろんなことを考えだします。対市要求闘争をはじめとして、市内 8 駅前で狭山のピラ配り、議会前で狭山パネルで「無実」をアピール。岡町から庄内まで、狭山豊中縦断デモ、獄中の石川さん面会行動、もちろん狭山現地調査。おとうさんの富造さんが、カモイの前で「一雄はやってねえ～す！！」は忘れられず「まぶた」に浮かびます。そのそばに寄り添うおかあさん、リイさん。

ここ数年前からの、市の職員、教員、市民による「差別発言」と、その対応ぶりは何なんでしょう！！『解放』（豊中支部機関紙）によると、市の「人権政策」の「大転換」としか思えません。

「ジャニーズ」事件のように、今になって「メディア」は、「自己批判」もなく、「ジャニーズ」を攻めたてていますが、当時から、わかっていたことではありませんか。「長いものには巻かれる」「強い者には逆らうな」……。

メディアと同じように、何の「検証」もせず、姿勢の転換している市の「姿勢」は何なんでしょう。

当時の姿勢、やりとりを知る者としては「あれはなんだったの……」と、残念でなりません。

豊中市で相次ぐ差別事件 その①

市立中教員が「えたひにん」

市教委 責任を学校や個人に

最近、豊中市では、職員が直接あるいは間接的に関わった部落差別事件が続発している。直前に発生した部落差別事件の報告をかねて、一連の事件の原因と背景等を考えてみたい。

事件は、2023年1月 市立のある中学校で教員8 20日(金)の放課後、豊中 人が校内行事の準備作業

をおこなっていた際に発生「奴隷やない」「えたひにん」
した。作業終了の時間が迫り、教員Aが教員Bとの会話で、教員A「はよ帰らなヤバイねん」、教員B「奥さん、こわいですね、奴隷の場では誰も指摘や注意をすることがなかった。週明

けの23日(月)、発言を聞いた二人の教員が主幹教諭に相談し、学校長に報告。以降、学校長がAを含め、関係する教員からの聞き取りなどの事実確認等の作業がおこなわれた。
「報告書」では、豊中市教育委員会の見解として、教職員による部落差別発言で重大な人権侵害事象であること。差別発言を聞いていた教職員に対し、それぞれ自分の中の部落差別に対する認識を見つめ直し、何

が必要なのかを省察する機会が必要としている。また「生じた事象に対する学校の指導体制への指導・助言」では、教育委員会と連携し、事象に関する情報等を検証分析し、再発防止を図るなど8項目を示している。
しかし、豊中・蛍池両支部で構成する部落解放同盟豊中市協議会(議長・佐佐木寛治・豊中支部代表、以下「市協」という。)は、今回の差別事件について▼

解放同盟豊中市協の見解

事件は、現職の教員による一発アウトの部落差別発言であり、深刻で重大な事態と受け止めるべきだ。しかし、教育長や幹部からはそうしたものが伝わってこない。Aを異動させたことがその証と言えよう。異動させないように要請もしていたが、それを強行した。教育長も口先では「残ったほうがいいだろう」と言

て、部落問題ときちんと出た。発言にいたる経緯を含めて自ら明らかにすることが必要になる。こんなことは初期対応に属することだが、事件から5カ月になるのに未だできていないことが致

て、部落問題ときちんと出た。発言にいたる経緯を含めて自ら明らかにすることが必要になる。こんなことは初期対応に属することだが、事件から5カ月になるのに未だできていないことが致

めることだ。豊中市教育委員会はいくつからそんな権限を持つようになったのか? 傲慢だとは思わないのか? そもそも、差別発言をした教員を生み出した責任の一端は市教委にあり、市教委

なぜ差別発言にいたったのか

初期対応なく発言者を異動

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

「やむを得ない」と強弁した。私たちにあっては、あり得ないことで、それをやってのけたという。これは、部落差別事件を顧みないと宣言したことを受け止めた。

豊中市で相次ぐ差別事件 その②

未解決のまま続く事件

庁内で薄れる緊張感が背景に

前号につづいて豊中市で発生・発覚した差別事件に關して報告する。

最近発生・発覚した同市の差別事件への対応を見る限り、豊中・蛍池両支部で構成する部落解放同盟豊中市協議会(議長・佐佐木寛治・豊中支部代表、以下「市協」という。)の指摘はもともとだ。豊中市と言えば、「同和」行政や人権行政についてはひとかどの自治体のはずだ。

市協の見解を紹介する。

はつきり言って、展望は見えない。市教委の危機感・本気度が伝わってこないことが大きい。前回紹介した市立中教員による差別発言事件のこれまでの経過を見ると、事件後すぐに研修をおこなったこと(2月17

日)、発言者Aを他校に異動させたこと(4月)、Aに対する事実確認が中途半端なままであること、市教委の担当者との協議をしても「進展」しないこと……なんだか前にこんな風景を見たような気がする。

そう、同市立ことも園職員の部落差別発言事件(2021年)のときと重なる。あのときも、園ではすぐに職員研修がおこなわれ、発言した職員は雇用期間が決まっていたこともあって2か月後に退職し、手の届かないところになってしまい、事実確認もできなくなり、とりくみ等もうやむやいになって、未解決のまま今日に至っている。そう、市立中学校の事件も市立ことも園の事件と同じ轍を踏んでいる。そうしたあり様はどう切り込んでいくのかということになるが、座視して済ますことはできない。部落差別がそこに立ち現れた以上、これと向き合い、事件の根っこを探り出し、課題や問題を共有し、解決への道を明らかにする、それが私たちが求められる。こうした現実をふまえ、(中略)さらに市民啓発を通して、同和問題を学ぶ機会、伝える場を確保、充実させることが何よりも求められる。そして(中略)「これららとりくみの前提として、市職員

事実確認が不十分なままであること。さらには発言の差別性について、市と解放同盟との見解が対立していること。など、課題が積み残され、未解決のままになっている。

(2)は当該の職員二人と解放同盟が面談をするこゝが出来たこともあり、空港課も誠意をもってとりくんだことによつて、事実関係を確定するには至らなかったが、事件を機に関係職員が学びを深めることができたことをもって終結した。

(3)は(1)も(2)も園からこゝも事業課・人権政策課へ報告が、事件発生から16日後だったこと。報告を受けた両課は園への指示やサポートをせず、園任せにしたこと。差別発言をした職員が2か月後に雇用期間切れでなくなったこと。その間に園では研修を一度おこなっただけで、発言者から

の同和問題、人権問題に關する理解を深めることが重要である」と強調している。「市協」が答申の具体化を求めて久しいが「差別されない社会」の実現へ、「人権擁護宣言都市」とよなな)として、同市職員一人ひとりが部落差別をはじめ人権課題の解決に向けた実践的な態度を身につけることが最重要課題であろう。

確保、充実させることが何よりも求められる。そして(中略)「これららとりくみの前提として、市職員

「市協」は「市が名実ともに『同和』行政終結に舵を切り、『同和』は終わった」との受け止めが広がり、結果、庁内から部落問題に対

「市協」という。)の指摘はもともとだ。豊中市と言えば、「同和」行政や人権行政についてはひとかどの自治体のはずだ。

市協の見解を紹介する。

はつきり言って、展望は見えない。市教委の危機感・本気度が伝わってこないことが大きい。前回紹介した市立中教員による差別発言事件のこれまでの経過を見ると、事件後すぐに研修をおこなったこと(2月17

日)、発言者Aを他校に異動させたこと(4月)、Aに対する事実確認が中途半端なままであること、市教委の担当者との協議をしても「進展」しないこと……なんだか前にこんな風景を見たような気がする。

そう、同市立ことも園職員の部落差別発言事件(2021年)のときと重なる。あのときも、園ではすぐに職員研修がおこなわれ、発言した職員は雇用期間が決まっていたこともあって2か月後に退職し、手の届かないところになってしまい、事実確認もできなくなり、とりくみ等もうやむやいになって、未解決のまま今日に至っている。そう、市立中学校の事件も市立ことも園の事件と同じ轍を踏んでいる。そうしたあり様はどう切り込んでいくのかということになるが、座視して済ますことはできない。部落差別がそこに立ち現れた以上、これと向き合い、事件の根っこを探り出し、課題や問題を共有し、解決への道を明らかにする、それが私たちが求められる。こうした現実をふまえ、(中略)さらに市民啓発を通して、同和問題を学ぶ機会、伝える場を確保、充実させることが何よりも求められる。そして(中略)「これららとりくみの前提として、市職員

事実確認が不十分なままであること。さらには発言の差別性について、市と解放同盟との見解が対立していること。など、課題が積み残され、未解決のままになっている。

(2)は当該の職員二人と解放同盟が面談をするこゝが出来たこともあり、空港課も誠意をもってとりくんだことによつて、事実関係を確定するには至らなかったが、事件を機に関係職員が学びを深めることができたことをもって終結した。

(3)は(1)も(2)も園からこゝも事業課・人権政策課へ報告が、事件発生から16日後だったこと。報告を受けた両課は園への指示やサポートをせず、園任せにしたこと。差別発言をした職員が2か月後に雇用期間切れでなくなったこと。その間に園では研修を一度おこなっただけで、発言者から

の同和問題、人権問題に關する理解を深めることが重要である」と強調している。「市協」が答申の具体化を求めて久しいが「差別されない社会」の実現へ、「人権擁護宣言都市」とよなな)として、同市職員一人ひとりが部落差別をはじめ人権課題の解決に向けた実践的な態度を身につけることが最重要課題であろう。

「市協」という。)の指摘はもともとだ。豊中市と言えば、「同和」行政や人権行政についてはひとかどの自治体のはずだ。

市協の見解を紹介する。

はつきり言って、展望は見えない。市教委の危機感・本気度が伝わってこないことが大きい。前回紹介した市立中教員による差別発言事件のこれまでの経過を見ると、事件後すぐに研修をおこなったこと(2月17

日)、発言者Aを他校に異動させたこと(4月)、Aに対する事実確認が中途半端なままであること、市教委の担当者との協議をしても「進展」しないこと……なんだか前にこんな風景を見たような気がする。

そう、同市立ことも園職員の部落差別発言事件(2021年)のときと重なる。あのときも、園ではすぐに職員研修がおこなわれ、発言した職員は雇用期間が決まっていたこともあって2か月後に退職し、手の届かないところになってしまい、事実確認もできなくなり、とりくみ等もうやむやいになって、未解決のまま今日に至っている。そう、市立中学校の事件も市立ことも園の事件と同じ轍を踏んでいる。そうしたあり様はどう切り込んでいくのかということになるが、座視して済ますことはできない。部落差別がそこに立ち現れた以上、これと向き合い、事件の根っこを探り出し、課題や問題を共有し、解決への道を明らかにする、それが私たちが求められる。こうした現実をふまえ、(中略)さらに市民啓発を通して、同和問題を学ぶ機会、伝える場を確保、充実させることが何よりも求められる。そして(中略)「これららとりくみの前提として、市職員

事実確認が不十分なままであること。さらには発言の差別性について、市と解放同盟との見解が対立していること。など、課題が積み残され、未解決のままになっている。

(2)は当該の職員二人と解放同盟が面談をするこゝが出来たこともあり、空港課も誠意をもってとりくんだことによつて、事実関係を確定するには至らなかったが、事件を機に関係職員が学びを深めることができたことをもって終結した。

(3)は(1)も(2)も園からこゝも事業課・人権政策課へ報告が、事件発生から16日後だったこと。報告を受けた両課は園への指示やサポートをせず、園任せにしたこと。差別発言をした職員が2か月後に雇用期間切れでなくなったこと。その間に園では研修を一度おこなっただけで、発言者から

の同和問題、人権問題に關する理解を深めることが重要である」と強調している。「市協」が答申の具体化を求めて久しいが「差別されない社会」の実現へ、「人権擁護宣言都市」とよなな)として、同市職員一人ひとりが部落差別をはじめ人権課題の解決に向けた実践的な態度を身につけることが最重要課題であろう。

主催 国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議

2023年度プレ講座 AI・フェイク時代の人権を考える

第1回	9月6日(水)18:30~20:00	ChatGPTと人権 北口末廣(近畿大学人権問題研究所 主任教授)
第2回	9月20日(水)18:20~20:00	性の多様性からじぶんについて考える 田中一歩、近藤孝子(にじいろ i-Ru)
第3回	10月4日(水)18:30~20:00	BTSとジェンダー 北川知子(特定非営利活動法人とんだばやし国際交流協会理事長 大阪教育大学地域連携・教育推進センター研究員)
第4回	10月18日(水)18:30~20:00	再審法改正の必要性 大崎事件を踏まえて 鴨志田祐美(弁護士)
第5回	11月1日(水)18:30~20:00	戦争と女性、子どもたち ウクライナの取材を通して 玉本英子さん(ジャーナリスト)

●会場 第1回…HRCビル 第2回~第5回 大阪市立総合生涯学習センター
●定員 第1回…120名程度 第2回~第5回…70名程度(先着順)
●受講料 各回受講料 1,000円
●お問い合わせ 国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議 事務局
TEL:06-6581-8693 FAX:06-6581-8842

部落差別はどこにあり、どのように生きているのか？ ～Aさんのライフストーリー（聞き取り）から考える～

ムラに対する考え方やつらかった時期

Aさん（50代）が「解放こども会」に参加していたころ、そこはクラブ活動のように「選ぶ」とか、「入る」という場所ではなく、行くのが当たり前という感覚だった。そのため、さまざまな活動に参加はしたものの、参加することが持つ意味についてはよくわかっておらず、「ムラの大人たちが一生懸命やっているから自分もやるんだらう」というような気持ちで参加されていた。ムラの子たちと集団で登校したり、団地の隣の棟の友達と遊んだりしたことが印象に残っているというお話から、ムラの子どもたちのつながりの強さがうかがえました。

自分が部落だと自覚したきっかけについてお聞きすると、間髪を入れずに、高校時代のお話をしてくださいました。初めてムラの外の学校に通い、ムラの友達がいない学校に通うことになった高校時代にAさんは、「ムラの子＝怖い子」というような話が降りかかってくる体験をされました。が、それを相談できる友だちや先生が身近にいないしんどさを語られました。友だちとして接している人でも、そのような発言が出ると、それ以上は一緒にいられなくなるため、深い仲になる友人を求めない態度に変わっていきました。高校での友達は、「本当の友達」ではなく、「一緒にいる子」と割り切ってとらえていたそうです。

小中学生の頃にもけんかの際に、「お母さん部落なんやろ？」と言われ、なぜけんかの時にそれを言うのか？と思った経験があるそうですが、その時には先生が守ってくれる感覚や、怒りを共有できる友人の存在がありました。中学を卒業し、そのような友人たちとは別の道に進んだことで、モヤモヤした気持ちや怒りを共有しあえる機会がなくなったことが苦しかった、と話されていたのが印象的でした。そんな高校を卒業した時の気持ちを「やっと刑務所から出られた！」と表現されていて、共感や承認を得られる場所がないことが、苦しかった様子が伝わってきました。

恋愛や結婚に関する話

恋愛や結婚に関する差別については、ずっと考えていたそうです。かつて付き合っていた人に、知り合い伝いで部落であることが伝わり、「部落なのか？」と聞かれた経験があったそうです。その時に、自分の知らないところでこんな風に伝わっていくのだということをも身をもって実感し、言い返す力もわいてこなかったと話されました。その後、直接的には何も言われなかったものの、明らかにぎくしゃくしたことを感じて、それならもういいやと自分から別れることを選んだという経験をされています。それからは積極的に恋愛の関係を築くことにしんどさを感じるようになってしまい、相手がムラの人とだと楽だろうなという気持ちを持つようになっていったそうです。

Aさんの子どもの世代にもそのような経験は引き継がれているようで、子どもさん自身も、かつて出身中学校を話ただけで部落の学校であることが友だちに知られるということを経験したことがあるそうです。それからは、好きな人ができると、

「いつ言おう」「また何か言われたら…」というような不安が付きまとい、「めんどくさい」というようなことをしきりに口にするようになったそうです。様々なつらい経験から、「部落であることを明かさずに結婚することもありか？」と相談されたこともあり、それに対してAさんは、明かさずに結婚した後、もしも何かがあっても崩れてしまわない自分を持てるならいいけど、そこは自分で考えてみたらいいと話したそうです。

しかし、そのようなネガティブな経験・考え方だけでなく、いくつかのモデルケースもあります。ムラの人と一般の人との結婚を親に説得し続けたものの結局、わかってもらえず、家を出て結婚したというケースをリアルタイムで目にする機会があったそうです。それは子どもたちにとって、「相手が理解してくれるパターンもあるのだ」という希望を感じられる一つのロールモデルができた大きな機会だったのではないかと話されていました。また、親に反対されたり、納得してもらえなかったりしても、結婚式には来てくれる、正月には会える、というような関係性を築いているケースもあるそうで、いくつかの種類のモデルケースに出会うことの重要性も感じました。

ただ、それでもいまだに子どもの恋愛は気にかかり、「(相手に)言えたかな?」「言えていたら少しは楽かな?」ということを感じるそうです。やはり言えた方が楽になったり、相談が出来たりするため、自分は何もおかしくない、まちがっていないという気持ちを強く持つことが重要だと話されていました。

友人関係について

そのような気持ちを強く持つために、Aさんは分かり合える友人の存在の重要性を繰り返し口にされました。

Aさんの子どもさんは、同じようにマイノリティであることをカミングアウトしてくれた友人とは今もつながりを維持しているそうで、普段「いつ(差別が)来るか…」「来たらいややな…」と思っている中でも、そのようなほっとできる関係性があるということを楽しんでいるようでした。しかし、部落のことについて深く話したり、相談したりできるような友人はいないそうです。学校でも部落に関する学習をほとんどしなくなってしまって、「この人になら話しても大丈夫かも…」と思えるきっかけも失われつつあります。

また、Aさん自身もこれまでなんとなく話す中で、部落であることを告げることができた人はたった2人だけだそうです。その2人も色々なことを話していく中で考え方の共通点や、怒りを感じるポイントが似ていることを感じたことなどから信頼関係を構築したのちに、ようやく告げることができるようになったそうです。

しかし、やはりそのような知り合いの中でも、「部落にルーツを持っていることを言わなければいい」と考える人もいるようです。Aさんも言わないで本当に困ることなく生きていくことができるのであれば、それも一つの生き方だ、と認めていましたが、実際には自分が気にしなくても気にする人がいて、自分が言わなくても言ってくる人がいるという現実を看過することはできないという意見をお持ちでした。

ムラの子たちが集まる場所

自身の経験から、苦しい気持ちややるせない気持ちを吐き出し、共感しあい、語

り合い、共に考える場所の必要性を強く感じられているAさんは、やはり子どもがそのような場所や仲間を持っていないことをとても心配されているようでした。現在のムラの子たちには、「逃げ込むことのできる場所」や、カベにぶつかったときに頼れる仲間と出会う機会が用意されていません。2002年の「法切れ」から、ムラの子たちの居場所のために用意される建物や場所、支援員はなくなり、全てを自前で用意する必要が出てきています。しかし、そのような中でも確実に必要な、「何かあったときにふと浮かぶ仲間がいるという安心感」をムラの子に与えられる場所の提供こそが、今最も重要な課題の一つだと考えられているようでした。

つながりが乏しくなって心配なのはムラの子どもたちだけではありません。Aさんは一度、子どもさんの同級生の母親から、「父親が部落けど関心がなくて…」と子どもへの対応の不安について吐露されたことがあるそうです。その時、親にとってもフラッと立ち寄れるムラのコミュニティがあれば相談ができるのに、そのような話をする場がないから、結局友だちとして会うだけの関係性にしかなれないということをもどかしく思われたようでした。今の子どもたちも、何らかの差別や嫌がらせに遭遇する可能性があると考え、そのリスクを軽減させることができるように、こういった場の必要性がさらに高まるのだと感じさせられました。

これからの課題やその改善策

部落であることを「気にしなければいい」「言わなければ何もされない」という人はいます。しかし、自分が気にしていなかったとしても、言わなかったとしても、気にする人がいて、言ってくる人がいます。Aさん自身も、自分の知らないところで部落であることが伝わっていつているということを実際に経験されています。そのため、色々な経験をするかもしれない、普段はなくても要の部分で出てくるかもしれないということをお伝え、そうなったときに自分がどうするのかを考える必要性を強調されていました。Aさん自身がそのような経験をされたとき、支えあえる関係、相談できる友達の存在は大切だったはず。やはり、いやなことにぶつかったときに、助けてくれ！と言いに行ける場所をどうにか作っておかなければなりません。そのような場所を、今に合った形で提供していくことが必要になってきます。

お話を聞いている中で、私自身もムラの子どもたちを繋ぐ場がなくなっていることに危機感を覚えました。ふとした時に降りかかってくる差別は残り、それらに出くわしたときに助けを求められる関係性や安心できる居場所がなくなるということは、ムラの子どもたちの生活を考えるうえで大きな課題になると思います。

聞き取りの中で、つらい経験や感じていたことなど、さまざまなお話を聞かせてくださったAさんですが、子どもがされたつらい経験のお話になると「自分の事は大丈夫やけど、子どものことは…」と涙を流されました。自身の子どもが苦しむこと、涙を流さなければならないことに対して、特に心苦しさを感ずるということが伝わってくる場面が何度もあり、今、この時代にムラの子たちが直面している新たな課題の在り方にしっかりと向き合っ、対応をしていく必要性を強く感じました。まずは、ムラの子たちを繋ぐ場所づくりのために自分にできることから考えていきたいと思いました。

様々な経験や考えをたくさんお聞かせいただき、ありがとうございました。

【まとめ：秋山 みき（とよなか人権文化まちづくり協会事務局）】

まず、お詫びをしなければなりません。無理を言って、Aさんから話をお聞きしたのは4年前でした。秋山さんにまとめをしていただき、すぐにも掲載しようと思っていましたが、その機会を逸してきたからです。今号でやっと実現し、ホッとしています。

Aさんの話は、部落差別とはどういうもので、どのようにあって、どのように生きているのかを具体的に教えています。いろんなことが頭の中を駆け巡りますが、私が考えたことは二つ、一つは、部落差別はどこにあるのか？という問いで、もう一つは、当事者性についてです。

部落問題について言えば、これだといって示すことができる差別については、その是正を迫り、実現してきました（いわゆる、同和対策事業による「格差是正」）。しかし、見ることも聞くこともかき分けることも触れることもできない差別についてはそうはいきません。

人は誰でも誰しも毎日毎日、部落問題のことを考えてくらはいませんが、その問題がふっと立ち現れてくるときがあります。友だちや知り合いとの何気ない日常会話のときかもしれません。学校や職場での人権研修などの場面かもしれません。恋愛や結婚を考える状況になったときかもしれません。部落の人たちは、日々のくらしや人生の節目において、部落問題と否応なしに向き合わざるを得ない場面に立ち合い、つらい体験をしているのだと思います。

でもこうしたことは、ほとんど表に出てくることはありません。それぞれが胸の奥深くうずめているからです。しかし、これこそが差別の一番重たいところでしょう。出口のないトンネルに入ったように先は見えず、不安と恐怖にとりつかれ、絶望的になります。そこには他人はなかなか踏み込むことはできませんから、手を差し伸べることも簡単ではありません。「心情、不安感、沈黙の内にこそ差別が潜んでいる」のだと思います。こうした表に出ない、可視化できない部落差別を見抜く洞察力と想像力をどれだけ持っているかが問われるわけで、こうした力を鍛えることが大事です。部落差別が生きているというのは、こういうことなんだと改めて思いました。

そして、こうした時に相談できたり、頼ることができたりする人や場所も必要ですが、水平社を立ち上げた人たちのようにやっぱり、当事者が声を上げることが大事だと思います。もちろん、部落問題と無縁な人生を選び取ることもそれぞれの自由ですから、それが唯一の道ではありません。しかし、少なくとも部落問題と無関係の生き方はできない、こだわりを捨てきれない、自分の大事な一部分であると考えているのであれば、通り過ぎるわけにはいかないと思います。自分なりの仕方と向き合う道に踏み出すこと、その力をつけることが必要だと思います。続く世代の人たちが、同じような苦しみをしなくてすむように、今を生きる私たちがその仕事をするべきだし、私たちはそのためにこそ、ここにいるのだと思います。

その「私たち」とは誰かと言えば、部落の人だけではなく、さまざまな場所で部落問題の解決のために汗している人、部落問題に心を寄せているすべての人です。もちろん、これを読んでいただいているあなたもです。

【参考】 豊中市同和问题解決推進協議会「答申」（2018年3月26日）2ページ

「答申」の内容を検討するに際して、執筆に当たったメンバー（4名の起草委員）は差別を受けてきた当事者の声を聞く機会を得ることができた。その場で、差別に傷つき、不安にさいなまれる同和地区の人々の経験と思いを改めて突き付けられることとなったのである。

日常生活の場面で、近隣住民が口にする差別発言を耳にした際の心情、あるいは自身や近親者が経験した結婚差別と、その経験から子どもの将来について抱いてしまう不安な思いがそこでは語られた。

「差別事件」として顕在化することがないのは、差別による反対を受けたとしても本人の結婚の実現を願う切実な思いや、日々耳にする差別発言に対してはさらなる差別の言葉が発せられることを恐れて抗議する言葉を飲み込むしかないという現実があることが推測される。

私は、これを読んで、深い共感を覚えるとともに、よくぞ言ってくれたと思いました。いわゆる部落問題の研究者・専門家と言われるような人たちが、当事者の話を聞いてこういう文書を書いたわけですが、これをどう読み取るのか？このところをきちんと理解しないと、部落問題はわからないと思います。4名の起草委員は、部落問題についてそれなりにわかっていると思っていたけれど、話を聞いてハッとしたんだと思います。部落差別というのは一括りにはできない、表には現れない深いものがあるということに改めて気づかれたんだと思います。だから、こういう書きぶりになったんでしょう。

狭山事件 60 年に想ふ

2023年5月1日 by SASAKI

1963年5月1日の事件発生から60年。
現地は様変わりし、関係者の多くはいなくなった。
その意味では、事件は風化を免れまい。
しかし、事件の真相は闇に包まれたまま。

当局が作り上げたストーリーは虚構そのもの。
事件は警察・検察・裁判所が一体化した権力犯罪。
それを可能にしたのは、マスコミであり、地域社会に暮らす住民であり、私たちだ。
「部落民ならやりかねない」との予断が人々を駆り立てた。
官民総がかりの冤罪。

誰もがその罪から逃れることはできない。
そこに触れられれば、顔をしかめるか、知らぬ素振りで行き過ぎる。
そう、誰もが思い当たる節がある。

見事な横一線に見るものは、冤罪・狭山事件を貫く部落差別の非情さ。
いや、「そんな昔のことは知らない、関係ない」と言うかもしれない。
だが、罪はまだ許されてはいない。

石川一雄が、晴れて無罪になるその日が来るまで。
今、第3次再審は最終段階。
三者協議は54回を数え、提出した新証拠は257点。

署名は50万人を超え、マスコミも書き出した。
だが、楽観はできない。
狡猾で冷酷な権力に苦汁を嘗め続けさせられてきた。

痛恨、悔恨、慚愧の念はマグマとなっている。
一矢を報い、怨念を晴らすべき時。
鑑定人尋問がキー。
東京高裁第4刑事部（大野勝則裁判長）やいかに？
60年を経て真実は引き出されるのか？

妻の早智子さんは言う。
「84歳になった一雄は、自分自身の老いを自覚し、そのような自分自身をさらけ出しながら、『這ってでも生き抜いて冤罪を晴らす』との覚悟で支援の訴えを続けている。」と。

その成否は今を生きる者にかかっている。
そう、部落差別と向き合わんとする者たちに。
私も末席に連なりたい。
今日、思いを新たにす。
動かそう司法、動かそう狭山。

狭山事件の再審を求めるオンライン署名を！

<https://www.change.org/sayama-shiminnokai>

「狭山事件」万年筆の鑑定と11人の鑑定人尋問を求めます



4,209 賛同 5,000 次の目標

🗣️ 声を届けよう

あと791名の賛同者で、次の目標に達します！この署名活動の成功を後押しするために、力を貸してくださいませんか？

署名成功のために、賛同を広げよう！

開始日 2022年10月12日

狭山事件の再審を求める市民集会

2023年10月31日（火）13:00～ 日比谷野外音楽堂

※10月30日（月）には、豊中で「狭山・市民アピール・デー」を予定しています。17:30～豊中駅で街宣、18:30 稲荷山公園からデモ→轟木公園まで

●本誌は、有志の方が寄せていただいた「カンパ」によって発行しています。
紙面を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。

郵便振替 00960-8-100574 「狭山事件研究会」

あ・と・が・き

36号は2020年1月だから、3年9カ月ぶりだ。第3次再審が「山場」を迎えたらと構えていたが、どンドンズレこんでいった。そして、「次の裁判長に持ち越し？」との話も聞こえ、「これは困ったなあ」と。折から、足元の豊中では「水平社創立100周年記念事業」が企画されたり、市職員や教員が関わる部落差別事件が相次ぐなど、座視できない状況が進行していた。だから、発行に踏み切った。

それにしても、一体、豊中市はどうなってしまったのか、と私も思っている。ついこの間まで、「同和」行政のトップランナーだったが、あれよあれよという間に、坂道を転げ落ちていった。そのツケは、部落差別事件の続発となって、きっちり回ってきた。が、人権の危機管理が作動せず、杜撰極まる対応を繰り返す、醜態を晒し続けている。これまた前代未聞だ。

さらに、あろうことか、市は2023年4月、市長直轄で独立性のある「人権文化政策監」を廃止し、市民協働部に人権政策課を移管し、担当理事を置くという機構改革を断行した。人権部局の機能と体制の強化が必要なのに、真逆のことをするのだから、何をか言わんやだ。

ところで、差別事件では、個人の責任はもちろん問わねばならないが、公務に携わる者が当事者になるのは、市役所や教育委員会に問題があるからだ。古典的な解釈では、市役所や教育委員会に「差別を容認・生み出す土壌がある」ということになる。だから、市長や教育長は、率先して事件と向き合い、自らのありよう・ふるまいを見つめ直すべきだ。そして、自分の言葉で「事件」に対する思いを明らかにし、警鐘を鳴らし、再発防止を訴え、取り組みの先頭に立つべきだ。しかし、そうした動きはない。長内市長は何をおそれているのか？岩元教育長は、なぜ、市長に追随するのか？ご両人は差別事件を放置したままで、心は痛まないのか？次の事件が誘発されねばいいがなと危惧する。

「100年目」に立ち会うことになったのも奇縁。精一杯、知恵とエネルギーを絞り出してつくった記念事業を成功させるべく、実行委員一同、奮闘中。ぜひ、お越しいただきたい。

早智子さんのHP
「冤罪狭山事件」より
(近況:9月21日)



一雄はウォーキングで
34510歩。
ひたすら歩く。雑念を
振り切るかの如く。

素粒子
袴田さんの裁判やり直しを受け、同じく不可解な話あまたの狭山事件を思う。60年前のきょう、女子生徒が誘拐され、後に遺体で見つかった。
◎ 第3次再審請求から17年。証拠を出す出さぬ、証人調べをするしないで法曹二者の協議が延々続く。時間は無限？
◎ 世の中の耐え難いものの一つにハムレットは裁判の遅れを挙げた。石川一雄さん84歳。

「朝日新聞」5月1日(夕刊)「素粒子」

さて、仮に次の裁判長となれば、1~2年は間があくだろうから、「よし！」と思った気持ちをリセットしなければなるまい。次こそ「朗報」を届けることができるよう、みなさんと共に奮闘し、“その時”を勝ち取りたい。
(メルアドが変わりました)

【佐佐木 寛治】